

ベトナム

執筆弁護士等： 小口 光 [プロフィール](#) ヴ・レ・バン [プロフィール](#) グエン・テイ・タン・フォン
大矢 和秀 [プロフィール](#) ハー・ホアン・ロック [プロフィール](#)
廣澤 太郎 [プロフィール](#) [プロフィール](#) チョン・フウ・グー

1. イントロダクション

1.1 ベトナムの法制度の概要を教えてください。コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

ベトナムの法制度は、共産主義理論とホー・チ・ミン思想の影響に加え、1986年の「ドイモイ」(「刷新」)政策の採択による市場経済導入後は西欧諸国の法律の影響を受けている。現行の民事法(私法)に関しては、いわゆる大陸法系に属する。また、2007年のWTO加盟後、ベトナムでは、私法分野の近代化が推し進められている。

1.2 ベトナムの裁判所は、どのように構成されていますか。

ベトナムの裁判制度は、審級制を採用しており、最高人民裁判所、上級人民裁判所、省級人民裁判所及び県級人民裁判所の四段階に分かれている。

最高人民裁判所は、単一の最高[人民]裁判所裁判官評議会から成るベトナムの最高司法機関である。最高人民裁判所は、既に法的効力が生じている判決につき不服が申し立てられた事件について監督審裁判及び再審裁判を行う権能を有する。最高人民裁判所は、法律に従い下級審審理の監督並びに人民裁判所及び軍事裁判所の組織的管理を行う権能などを有している。

上級人民裁判所は、単一の上級[人民]裁判所裁判官委員会、並びに刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷並びに家庭及び未成年者法廷の各専門法廷により構成される。上級人民裁判所は、(i)第一審である省級人民裁判所の、法的効力が生じる前の判決及び/又は決定につき上訴及び/又は不服申立てがなされた事件について上訴審裁判を行う管轄権、並びに(ii)自らが領域的管轄権を有する省級人民裁判所の、既に法的効力が生じている判決につき不服が申し立てられた事件について監督審裁判及び再審裁判を行う管轄権を有する。

省級人民裁判所は、単一の省級[人民]裁判所裁判官委員会、並びに刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷並びに家庭及び未成年者法廷の各専門法廷により構成される。省級人民裁判所は、2015

年民事訴訟法により、(i)第一審裁判を行う権能、(ii)第一審である下級審裁判所の、法的効力が生じる前の判決又は決定につき手続法に基づき上訴又は不服申立てがなされた事件について上訴審裁判を行う権能、及び(iii)下級審裁判所の、[既に法的効力が生じている]判決又は決定について再審査を行う権能を付与されている。一方当事者が国外に[居住する]か若しくは関連資産が国外にある事件又はベトナムの在外代表機関若しくは外国裁判所[への]司法委託の対象である事件については、関連する省の人民裁判所が管轄権を有する。

県級人民裁判所は、刑事法廷、民事法廷、家庭及び未成年者法廷並びに行政法廷の各法廷を[設置することができる]。県級人民裁判所は、手続法に基づき民事、商事、刑事及び労働事件の第一審裁判を行う管轄権を有する。

軍事裁判所は、被告人が現職の軍人である事件を解決するため人民軍内に組織される。

1.3 ベトナムでは弁護士はどのように組織されていますか。

ベトナムで法曹資格を得るためには、司法省により発行される法律業務許可証の取得が必要となる。法律業務許可証は、法学部の学士号を取得後、12 か月間の研修期間を経て、更に 12 か月間法律事務所で実務研修を行い、最終試験に合格した者に発給される。弁護士業務を行うためには、ベトナム弁護士連合会及び居住地における省弁護士会への登録が必要である。

1.4 ベトナムでは、弁護士費用の決め方はどのような方法が一般的ですか。

法律上、弁護士費用は、時間制報酬、定額報酬又は成功報酬若しくは条件付報酬の取決めが認められている。

2. 事業を行うための組織

2.1 ベトナム国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、ベトナム国内に事業組織を設立する必要がありますか。

WTO 加盟時の公約文書(WTO コミットメント)並びにベトナムが締結した他の二国間協定及び多国間協定において、ベトナムは、多くのサービスについて国境を越えた提供を制限なく認める旨を約定している。すなわち、外国の事業主体は、ベトナム国内に事業組織を設立することなく、ベトナム国内の顧客に、かかるサービスを提供することができる。

ベトナム法はまた、WTO に加盟している国若しくは地域、又はベトナムとの間でかかる事柄について二国間協定を締結した国若しくは地域を本拠とする外国の事業者であってベトナム国内に[居所を有しない]者が、一

定の条件の下、物品の輸出入に関する権利を行使して、輸出を目的として物品を購入すること及び輸入した物品をベトナム事業者に販売することを認めている。

2.2 ベトナムではどのような形態の事業組織/商業主体を設立することができますか。

外国投資家は、ベトナムにおける投資プロジェクトを実施するにあたり、次のいずれかの事業組織/商業主体を選択することができる。

- (a) 有限責任会社(Limited Liability Company)(以下「LLC」という。)
- (b) 株式会社(Joint Stock Company)
- (c) 組合法人(Incorporated Partnership)
- (d) 支店
支店は、当該支店を設置した外国会社と同一の法人格とみなされ、ベトナム国内で営利活動を行うことができる。
- (e) 駐在員事務所
駐在員事務所は、当該駐在員事務所を設置した外国会社と同一の法人格とみなされる。駐在員事務所は、ベトナム法に基づき、市場調査並びに取引及び事業機会の探求及び促進を行うことを目的として設立されるが、ベトナム国内において直接利益を生じさせる活動を行うことは認められない。駐在員事務所は、一般的に、他の商業主体よりも安価かつ短期間に設立することができる。

2.3 各事業組織の設立手続及び設立に要する時間を教えてください。

- (a) LLC、株式会社及び組合法人(以下それぞれを「会社」という。)
外国投資家がベトナムに会社を設立するためには、2014年11月26日に国会により制定された投資法(Law on Investment)(67/2014/QH13)(その後の改正を含み、以下「投資法」という。)及び2014年11月26日に国会により制定された企業法(Law on Enterprises)(68/2014/QH13)(以下「企業法」という。)に従い、投資プロジェクトを定め、かつ、(i)投資登録証明書(以下「IRC」という。)及び(ii)企業登録証明書(以下「ERC」という。)[の発給]を申請する必要がある。

投資法に定められた特定の投資プロジェクト(例えば、原子力発電所、空港プロジェクト、海港プロジェクト、探鉱プロジェクト、石油の生産及び精製、国家が入札、競売又は譲渡によらず土地[使用権]の割当て又は土地のリースを行うプロジェクト)については、外国投資家は、事前に関連当局から当該投資についての書面による基本承認(以下「基本承認」という。)を取得するための一定の手続を行う必要がある。IRCは、基本承認を取得した日から5営業日以内に外国投資家に発給される。

基本承認の対象ではないプロジェクトについては、[投資登録を管轄する当局]は、適切な[申請書類]を受領した日から 15 日以内に IRC を外国投資家に発給する。

事業登録部は、企業登録申請書類の有効性を検討の上、当該書類を受領した日から 3 営業日以内に ERC を発給[する]。

(b) 支店

ベトナム法及びベトナムが締結国である国際条約に定められた条件を満たす外国投資家は、自らが行おうとする事業を管轄する当局に許可を申請することにより、ベトナムにおいて支店を開設することができる。但し、現在支店の開設が認められるのは、銀行業、法律サービス、フランチャイズ・サービス、コンピュータ・サービス、経営コンサルタント・サービス及び損害保険業等の一定の業種に限定されている。法律上、支店開設許可の取得に要する期間は、特別な場合を除き、管轄当局が適切な書類を受領した時から 7 営業日以内である。

(c) 駐在員事務所

外国投資家がベトナムで駐在員事務所を開設するためには、自らが行おうとする事業を管轄する当局の許可が必要である。駐在員事務所開設許可の取得に要する期間は、特別な場合を除き、管轄当局が適切な書類を受領した時から 7 営業日以内である。

2.4 ベトナムでは、各事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

ベトナムでは各事業組織が行うことのできる事業活動に制約はない(法律が禁止する事業を除く。)が、投資法は、特定の事業分野及び業種について投資を行うにあたり、所定の条件を付している。当該条件の内容は各事業分野によって異なるため、投資家は、投資の対象とする事業に付された条件の有無及び(条件が付されている場合には)その内容を調査する必要がある。当該条件には、政府の許可/承認/認可、財務能力、人的資源、必須設備、最少投資資本額、[事業許可証]、条件成就証明書等が含まれる。

3. 会社

3.1 ベトナムにはどのような種類の外国資本金会社が存在しますか。

ベトナムでは、外国資本金会社は、1 名有限責任会社(One Member LLC)(以下「1 名 LLC」という。)、2 名以上有限責任会社(Multiple Member LLC)(以下「2 名以上 LLC」という。)、株式会社又は組合法人の形態で設立される。これらの組織の主な違いは、(i)必要な株主又は社員の数、(ii)機関設計、(iii)有価証券の募集能力、並びに(iv)会社債務に対する責任のあり方、(v)定款資本の譲渡[の可否]にある。

(a) 1名 LLC

1名 LLC は、法人又は個人が単独で所有し、当該法人又は個人がその定款資本の限度で LLC の負債その他の債務につき責任を負う。1名 LLC を法人が所有する場合、当該法人が選任する委任代表者(Authorized Representative)(以下「委任代表者」という。)の人数に応じて、機関設計が異なる。すなわち、委任代表者が1名選任される場合、1名 LLC は、会長(Chairman)、社長(General Director)及び監査役(Inspector)を設置しなければならない。委任代表者が2名以上選任される場合、1名 LLC は、社員総会(Members' Council)、社長及び監査役を設置しなければならない。1名 LLC を個人が所有する場合は、1名 LLC は、会長及び社長を設置しなければならないが、この場合、会長は、社長を兼任することも、社長を雇うこともできる。1名 LLC は、私募により社債を発行することができる。

(b) 2名以上 LLC

2名以上 LLC は、2名以上50名以下の社員によって構成される。社員は、法人及び/又は個人で構成され、その出資額の限度で LLC の負債その他の債務につき責任を負う。各社員は、他の社員又は社員以外の者に対して、その払込済みの又は払込約束をした出資持分の全部又は一部を譲渡できるが、社員以外の者に譲渡する場合は、他の社員に先買権が認められる。2名以上 LLC の機関設計は、(i)社員総会、(ii)社員総会議長(Chairman of the Members' Council)、(iii)社長及び(iv)監査役会(Inspection Committee)([監査役会は、]11名以上の社員がいる場合は設置が義務付けられ、11名未満の場合は任意に設置する。)である。2名以上 LLC は、私募により社債を発行することができる。

(c) 株式会社

株式会社は、その定款資本が株式という形態に分割されている会社である。法人及び/又は個人が株主となることができる。株主は少なくとも3名必要であるが、上限の設定はない。株主は、その出資額の限度で株式会社の負債その他の債務につき責任を負う。株式会社は、株式及び有価証券を発行することができる。株式は、原則として、自由に譲渡できる。株式会社は、次のいずれかの機関設計を選択することができる。

- ① 株主総会(General Meeting of Shareholders)、取締役会(Board of Management)、監査役会(監査役会は、株主が11名未満であり、かつ、[[発行済]株式総数の50%以上を保有する法人株主がない]場合には、設置が義務付けられない。)及び社長
- ② 株主総会、取締役会及び社長。この場合、取締役会メンバーの少なくとも20%が独立取締役でなければならない。また、取締役会の下に内部会計監査委員会を設置しなければならない。独立取締役は、株式会社の経営及び営業について監督及び監査する役割を担う。

(d) 組合法人

組合法人は、2名以上の組員が会社の共同所有者となり、同じ名称の下で共同して事業を遂行している法人である(以下かかる組員のことを「無限責任組員(Unlimited Liability Partner)」という)。無限責任組員に加えて、有限責任組員(Limited Liability Partner)を設置することもでき

る。無限責任組合員は、全ての個人財産をもって、会社の債務について責任を負う。有限責任組合員は、その出資額の限度で、会社の負債について責任を負う。全ての組合員は、組合員総会 (Partners' Council)の構成員となる。組合員総会は、その議長として無限責任組合員を選任するものとし、定款に別段の定めのない限り、議長は社長を兼任することができる。組合法人は、いかなる有価証券も発行することができない。

3.2 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。

ベトナムで設立される全ての種類の会社のコーポレート・ガバナンスに関する法的枠組は、企業法において規定されている。また、公開会社の場合には、企業法と比較してより厳格なコーポレート・ガバナンスに関する規定を定める証券法及びその施行[規則やガイドライン]にも服する。

3.3 外国資本のベトナム会社がベトナム市場から資本又は負債を調達する上で、規制は存在しますか。

ベトナムの外国資本会社がベトナムの資本市場から資本を調達することを制限する規制は存在しない。

外国資本会社は、ベトナム国内で許可を受けて営業している金融機関若しくは外国銀行の支店又は国外の個人若しくは法人から融資を受けることができる。LLC 及び株式会社は、社債を発行することができる。株式会社は、ベトナム法に従い、株式、転換社債及び他の有価証券を発行することができる。

3.4 ベトナム会社は外国人を社長に選任することはできますか。

ベトナム会社は、外国人を社長に選任することができる。社長の国籍に関する制限はない。但し、企業法及び外国人の雇用に関する規制等で定められる要件を満たす必要がある。また、社長が、法定代表者(Legal Representative)が1名である会社の法定代表者である場合には、ベトナムに居住する必要があり、ベトナムを不在にする場合には、書面により他の者に法定代表者としての権利及び義務を履行する権限を与えなければならない。

3.5 利益分配に関する規定は存在しますか。

会社は、関連する法令に従い、適法な税引後利益を社員又は株主に分配することができる。2名以上 LLC 及び株式会社における、配当を受ける権利、利益分配に関する権限を有する機関及びその他の利益分配に関する事項は、次の一覧表のとおりである。

項目	2名以上 LLC	株式会社
権利	社員は会社への出資割合に応じた利益分配を受ける権利がある。	(i) 株主総会の承認を前提として、普通株主は、株式の保有割合に応じた利益分配を受ける権利がある。 (ii) 配当優先株式を保有する株主は、普通株式より多額の配当又は固定配当を受ける権利がある。
決定機関	社員総会	株主総会
要件	LLC は、税金の支払い及びその他の金銭債務の履行後に限り、社員に利益を分配することができる。また、利益の分配後に満期が到来する負債及びその他の債務の返済及び履行ができなければならない。	株式会社は、(i)法律が定める税金の支払い及びその他の金銭債務の履行、(ii)全ての[積立金]への割当て、並びに法律及び定款に基づく従前の損失の填補後に限り、普通株主に配当を行うことができる。また、配当後に満期が到来する負債及びその他の債務を確実に全額返済及び履行することができるようにしなければならない。
利益分配の形	利益分配は、現金のほか、定款の定めに従い、現物で行うことができる。	配当は、現金のほか、定款の定めに従い、自己株式又はその他の現物で行うことができる。
違法配当	利益分配が法律に反して行われた場合、全社員は、受領した金銭又は現物を返還しなければならない。また、全社員は、全社員が受領した金銭又は現物を返還するまで、減少した資本の金額又は分配された利益に相当する金額につき、連帯して、会社に対する支払債務を負う。	配当が法律に反して行われた場合、全株主は、配当された金銭又は現物を返還しなければならない。また、全取締役は、株主から回収できなかった金銭又は現物に相当する金額につき、連帯して、会社に対する支払債務及びその他の債務を負う。

3.6 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。

株式の発行は、株式会社にも認められる。株式会社は、次の種類の株式を発行することができる。

(a) 普通株式

株式会社は普通株式を発行しなければならない。

(b) 優先株式

株式会社は、(i)議決権優先株式、(ii)配当優先株式、(iii)償還優先株式、及び/又は(iv)その他定款で定める優先株式を発行することができる。

但し、政府が認める一部の組織又は設立時株主のみが議決権優先株式を保有できることに留意する必要がある。設立時株主の議決権優先株式の有効期間は ERC の発給日から 3 年間である。

4. 清算

4.1 ベトナムにおける会社の清算手続の概要を教えてください。

ベトナム法上、会社は清算手続を経て解散するが、清算手続は次のいずれかによって開始する。(i)会社の所有者、無限責任組合員、社員総会又は株主総会による決定。(ii)定款に定められた会社の存続期間が延長されずに満了したとき。(iii)社員又は株主の数が法令の定める最低人数を満たさず、かつ、その状態が 6 か月間継続したとき。(iv)ERC が取り消されたとき。

清算手続の概要は次のとおりである。

- (a) 会社の解散決議
- (b) 事業登録部、税務当局及び全従業員への解散決議並びに議事録及び関連文書(必要な場合。)の送付。解散決議は、国立事業登録ポータルサイト及び会社の主たる営業所、支店及び駐在員事務所の公共の場所に掲示されなければならない。会社に未払いの金銭債務がある場合は、債権者並びに関連する権利、義務及び利益を有する人に、解散決議と併せて債務支払計画を送付する。
- (c) 清算開始に関する公告手続
- (d) 残余財産の処分、金銭債務の支払い(特に従業員への支払い及び納税が優先される。)
- (e) 管轄当局への清算に関する書類の送付
- (f) 管轄当局による、国家の企業登録データベース上の会社の法的状況の更新

会社の ERC の取消しにより開始される清算手続については、事業登録部は、ERC を取り消す旨の決定を発すると同時に、又は裁判所から会社の解散についての有効な判決を受領した場合はその直後に、国立事業登録ポータルサイトにおいて、会社が清算手続中であることを公表しなければならない。清算に関する通知がなされた日から 180 日が経過した時点で、事業登録部は、国家の企業登録データベース上の会社の法的状況を更新する。

4.2 ベトナムにおける倒産手続の概要を教えてください。

- (a) 倒産手続の申立て
会社の倒産手続は、会社が支払不能状態にあると考える一定の関係者による管轄裁判所への申立てにより開始する。裁判所が、申立てがなされた会社について支払不能の状態にあると認めた場合、当該会社は、再生手続(下記(b)参照。)及び/又は破産宣告[手続](下記(c)参照。)に入る。

会社は、債務の期限後 3 か月間その支払いを怠った場合に、支払不能とみなされる。

法定代表者(形態を問わない。)、企業の所有者、株式会社の取締役会議長、2 名以上 LLC の社員総会議長、1 名 LLC の所有者又は組合法人の無限責任組合員は、会社が支払不能に陥ったことを知った時点で倒産を申し立てなければならない。

また、次の者は、会社が支払不能に陥ったことを知った時点で、倒産を申し立てる権利を有する(義務ではない。)

- ① 支払期限から 3 か月の経過した無担保債権者又は一部無担保債権者
- ② 会社による賃金その他雇用に基づく債務の不払いから 3 か月の経過した従業員又は社内労働組合(若しくは社内労働組合が組成されていないときは直属の上級労働組合)
- ③ 20%以上の普通株式を連続 6 か月以上保有している株式会社の株主若しくは株主グループ、又は 20%未満の普通株式を連続 6 か月以上保有しており、かつ定款により授權された株式会社の株主若しくは株主グループ

裁判所により倒産手続開始決定がなされても会社は通常どおり営業活動を行うことができるが、会社の財産を保全するため、一定の財産処分行為が制限されるか、又は管財人若しくは管財機関の承認が必要となる。

(b) 再生手続

会社の事業を再生させる(以下[この手続を]「再生手続」という。)かどうかを判断するために第 1 回債権者集会が開催される。債権者集会の決議は、無担保債権の総額の 65%以上を構成する無担保債権の債権者の過半数の賛成があった場合に成立し、かかる債権者集会の決議は全ての債権者を拘束する。

事業を再生させることについて承認された場合、会社は、債権者集会の決議の日から 30 日以内に再生計画を作成し、裁判官、債権者及び管財人又は管財機関に提出しなければならない。その後、再生計画は第 2 回債権者集会に提出される。再生計画の可決要件は、第 1 回債権者集会と同じである。

再生手続は、第 2 回債権者集会において再生計画が承認された後、裁判官の決定によって開始する。裁判官によるかかる決定が発効した場合、法定の禁止事項や事業監督についてはもはや適用がない。

(c) 破産宣告

他方、破産宣告は、(i)第 1 回債権者集会が不成立に終わったか若しくは第 1 回債権者集会において決議がなされなかった場合、(ii)第 2 回債権者集会が不成立に終わったか若しくは再生計画の承認決議がなされなかった場合、(iii)会社が法定の期日までに再生計画を作成することができな

かった場合、(iv)会社が再生計画を実行できなかった場合、(v)第1回債権者集会において破産宣告を求める決議がなされた場合、又は(vi)裁判所が簡易破産手続(下記参照。)を実行した場合に、裁判所の決定に基づき開始される。

裁判所が破産宣告を決定した場合、会社財産の分配は次の順序による。

- ① 倒産手続費用
- ② 給与、退職金、社会保険、健康保険その他従業員への支払い
- ③ 倒産手続開始後に生じた債務であって再生手続に供されたもの
- ④ 国家に対する金銭債務、債権者一覧表に名前が記載された債権者に対する未払いの無担保債務、担保資産の価値が不足したために未払いである担保債務

会社財産の価値が上記の優先順位に従った支払いを行うのに不十分である場合は、同一順位の債権者は、その[債権額]に応じて支払いを受ける。

簡易破産手続:

裁判所は、会社が倒産手続費用を支払うことができないと認めた場合、倒産手続の最初の段階において破産宣告を下すことができる。

5. 外資規制

5.1 ベトナムにおいて外国投資を規制している法律を教えてください。

ベトナムにおける外国投資は、ベトナム法並びにベトナムが締結国である二国間条約及び多国間条約の適用を受ける。

ベトナムは、WTO コミットメントのほか、ASEAN の枠組内における複数の貿易協定、並びにアメリカ合衆国、日本、チリ、韓国及びユーラシア経済連合の[それぞれとの間の]自由貿易協定(以下「FTA」という。)を締結している。

また、2018年3月8日、アジア、オセアニア及びアメリカ大陸の環太平洋地域の国々との間で環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)に署名した。ベトナムは2018年11月12日にこれを批准し、2019年1月14日付でCPTPPが発効した。

ベトナムは、現在、欧州連合や東アジア地域包括的経済連携との間の相互 FTA を含む複数の重要な FTA について交渉中である。欧州連合との FTA 交渉は2015年12月2日に終結した。

2015年7月1日施行の新しい企業法及び投資法は、旧法の問題を解消し、かつ、外国投資登録及び事業ライセンスの明確な手続を定めることを目指して規定された。また、ベトナム政府は、不動産市場の活性化、

とりわけ居住用不動産市場における外国投資の拡大を図るべく、2015年7月1日施行の新不動産業法及び[新]住宅法を導入した。

2015年9月1日施行の政令60/2015/ND-CP(以下「政令60号」という。)は、上場会社の流動性向上のための大きな一歩である。政令60号は、一定の例外を除いて、外国投資家による公開会社への出資を100%まで認めた。この好ましい変更は、ハノイ及びホーチミンの証券取引所における流動性を奨励するだけでなく、上場や公募を用いたより魅力的なエグジット手段が選択可能になることにより、M&A及びプライベート・エクイティ取引を増やすことになると思われる。

5.2 ベトナムで採りうる外国投資の方法を教えてください。

次の方法による外国投資を行うことが可能である。

- (a) 新しい経済組織の設立
- (b) 既存の経済組織への資本の出資又は株式若しくは持分の取得による投資
- (c) 他の投資家との事業協力契約(BCC契約)による投資
- (d) 管轄当局との官民連携(PPP)契約による投資

5.3 現在の外国投資に関する政策を教えてください。

ベトナムは2007年にWTOに加盟したため、ベトナム政府は、従前は外国投資家の参入を制限又は禁止していた分野について外国投資家への開放を始めた。投資家は、投資法又は他の法律により禁止されるものを除く[全ての]事業分野に投資する権利を有する。禁止される事業分野は、違法薬物に関する事業、特定の化学物質又は鉱物に関する事業、性産業及び人身売買などである。

ベトナム法はまた、(i)外国投資家の出資比率、(ii)投資方法、(iii)投資行為の範囲及び(iv)投資に参加するベトナムのパートナーに関する条件など、外国投資家に適用ある投資条件を定める。

2015年6月26日現在、WTOコミットメントにおいて指定されたサービス・セクターを対象とした外資規制のほとんどが廃止されている。通信サービス、[輸送]サービス、農業及び視聴覚サービスなどの、一定の、高度に専門化され、かつ、国家機密に関わるサブセクターについては、外資規制が維持されている。さらに、政令60号は、上場会社その他の公開会社への外国投資に大きな変革をもたらした。同政令の施行前は、外国投資家は、公開会社の持分の49%までしか保有が認められていなかったが、政令60号は、一定の例外を前提としているものの、外国投資家が、ベトナムの公開会社(上場会社を含む。)の議決権株式を上限なく保有することを可能にした。

5.4 外国会社がベトナムに完全子会社を設立することができるか教えてください。

外国会社は、事業協力契約(BCC 契約)による投資形態又は合併企業によることが必要となる一定の事業分野(広告、視聴覚サービス、[ロジスティクス]、農業に付随するサービス、狩猟及び林業並びに通信サービス等)を除いて、ベトナムに完全子会社を設立することができる。

5.5 [外国投資家によるベトナムの会社への出資制限について教えてください。]

次の場合を除き、外国投資家による対象会社の定款資本に占める保有割合に上限はない。

- (a) ベトナムが締結国である国際条約において規制の対象となっているセクターについては、当該条約が定める出資比率の上限に従う。
- (b) [銀行、民間航空、[ロジスティクス]、出版及び報道の各セクターへの許可を受けた外国投資家による出資は、上限が定められている。]
- (c) 銀行業、証券業若しくは保険業を営んでいないか、又はいずれかを営んでいるが定款資本へ出資する年の直前の営業期間が連続する 2 年に満たない外国投資家(個人又は法人であるかを問わない。)による証券会社への出資は、定款資本の 51%を上限とする。
- (d) [外国投資家に適用される条件があるが外国投資家による出資上限についての具体的な規定がない投資事業を事業とする公開会社への外国投資家による出資は、現在、49%を上限とする。]
- (e) 株式化[(民営化)]を行うか又は所有形態を転換する国有企業への外国投資家による出資の比率は、その上限が、国有企業の株式化及び転換に関する法に定められている。

5.6 外国資本金会社による土地所有に規制は存在しますか。

存在する。ベトナムでは、私人による土地所有は概念上許されていない。しかしながら、ベトナム法上、土地使用権(英語では、Land Use Right 又は LUR と称される。以下「土地使用権」という。)の保有は許されている。土地使用権に関する外国資本金会社に対する制限の概要は次のとおりである。

- (a) 土地使用権の取得
 - ① 外国資本金会社が国家から直接土地使用権を取得する主な制度は 2 つある。
 - (A) 外国資本金会社は、分譲住宅又は分譲・賃貸住宅の建設投資プロジェクトの実施を目的とする場合に、[土地使用権]の割当てを受ける(土地使用料が徴収される。)ことができる。
 - (B) 外国資本金会社が、農業生産、林業、漁業若しくは塩生産、非農業事業及び製造、若しくは事業用途の公共施設建造物の建設に関する投資プロジェクト又は賃貸用住宅の[建設]投資プロジェクトの実施を目的として土地を使用する場合、国家は、当該外国資本金会社に土地をリース(貸与)する(1 年間分の賃料を徴収するか、又は全リース期間分の賃料を一括徴収する。)ことができる。

- ② 外国投資家とベトナム投資家による合弁企業は、土地使用権の現物出資により、土地使用権を取得することができる。
- ③ [外国資本会社は、土地使用権の価値を有する投資資本を譲り受けることができる。]
- ④ 外国投資家は、一定の条件下で、内国経済組織又はベトナム人から土地使用権を含むプロジェクトを譲り受けた場合、土地使用権を取得することができる。

(b) 土地使用権の存続期間

外国投資家が保有する土地使用権の存続期間は、当該投資家が行うプロジェクトの内容等により異なるが、基本的には、当該期間は 50 年を超えず、投資プロジェクトの期間と同一の期間とされる。巨額の資本が投下されかつ資本回収速度が遅い投資プロジェクト又は社会経済的に困難な状況若しくは特に困難な状況にある地域における投資プロジェクトであり、より長期の土地使用権の割当て又は土地のリース(貸与)を受けることが必要な場合、当該期間は 70 年を超えない期間とされる。期間満了時に、土地使用者が当該土地の継続使用を希望し、使用期間中に土地法を遵守しており、かつ、承認された使用用途に従った使用をしていた場合には、国家は[、単独裁量により、]土地使用期間の延長を承認することができる。

(c) 外国資本会社の土地使用に関する権利及び義務

土地使用料又は賃料の支払方法により、外国資本会社の土地使用に関する権利義務の内容は異なる。例えば、国家から土地のリース(貸与)を受ける外国資本会社においては、賃料が一括で前払いされた場合に限り土地使用権に譲渡抵当権を設定することができる。他方、1 年毎に賃料を支払い国家から土地のリース(貸与)を受ける外国資本会社は、貸与を受けた土地に付属する、自らが所有権を有する資産にのみ、譲渡抵当権を設定することができる。

ベトナムの会社の持分が取得されたことにより外国資本会社となった会社の権利義務は、外国投資家が支配的出資比率を有しているか否かによって異なる。例えば、ベトナムの当事者が支配的出資比率を有している外国資本会社は、ベトナムの会社と同様の権利義務を有する。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制について教えてください。

労働者の権利義務は主に 2012 年労働法(その後の改正も含まれます。)及びその実施ガイドラインによって規定されている。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

労働法によれば、通常の労働時間の上限は 1 日 8 時間又は週 48 時間である。使用者は、時間、日又は週

単位で労働することを指定することができる。使用者と労働者が週単位で勤務することに合意する場合は、労働時間は 1 日 10 時間、1 週間で 48 時間を超えてはならない。法律に定められた、非常に負担が重い、有害である、若しくは危険な労働を行う労働者については、労働時間の上限は 1 日 6 時間である。

時間外労働は、1 日当たりの通常の労働時間の 50%に相当する時間を超えてはならず、週単位で勤務する場合は通常の労働時間及び時間外労働時間の合計で 1 日 12 時間を超えてはならない。いかなる場合も、時間外労働の総時間が 1 か月間で 30 時間、1 年間で 200 時間を超えてはならない。政府が定める特別な場合には、1 年間で 300 時間まで時間外労働が認められる。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

- (a) 労働契約は、次のいずれかの事由が生じたときに終了するものとする。
- ① 労働契約が満了したとき(制定法に特別な定めがある場合を除く。)
 - ② 労働契約に定める業務が完了したとき。
 - ③ 労使双方が労働契約を終了することに合意したとき。
 - ④ 労働者が懲役刑若しくは死刑判決を受けたとき又は裁判所の判決若しくは決定により労働契約に定められた業務を遂行することを禁止されたとき。
 - ⑤ 労働者が死亡したか又は裁判所により民事行為能力喪失、失踪若しくは死亡が宣告されたとき。
 - ⑥ 労働者が社会保険受給開始要件を満たし、かつ、2012 年労働法に定める定年退職年齢に達したとき。
 - ⑦ 個人たる使用者が死亡したか、若しくは裁判所により民事行為能力喪失、失踪若しくは死亡が宣告されたとき、又は法人たる使用者が営業を停止したとき。
 - ⑧ 労働者が 2012 年労働法に基づき懲戒解雇されたとき。
 - ⑨ 労働者が一方的に労働契約を解除したとき。
 - ⑩ 使用者が一方的に労働契約を解除したとき、又は使用者が[組織若しくは技術の変更、経済上の[困難]、[若しくは]企業の吸収合併、新設合併若しくは分割を理由として]労働者を整理解雇したとき。
- (b) 使用者は、次のいずれかの場合に労働契約を一方的に解除することができる。
- ① 労働者が労働契約に従った業務の遂行を繰り返し怠ったとき。
 - ② 労働者が疾病を患い、連続する 12 か月間(期間の定めのない契約の場合。)、連続する 6 か月間(有期契約の場合。)、又は労働契約期間の半分を超える期間(季節的労働若しくは特定の労働のための 12 か月未満の有期契約の場合。)治療を受けても業務に復帰できないとき。
 - ③ 使用者が、法律に定められた自然災害、火災又は不可抗力事由から回復するために生産及び雇用を減らす必要があるとき。
 - ④ 労働者が、2012 年労働法に定める労働契約一時停止期間の満了から 15 日が経過した後

も出勤しなかったとき。

通知義務:

期間の定めのない契約を解除する場合は 45 日前、有期契約を解除する場合は 30 日前までの事前通知を行う必要がある。季節的労働又は 12 か月未満の有期契約であって、上記 6.3(b)②に該当する場合は、3 日前までの事前通知を行う必要がある。

- (c) 使用者は、次のいずれかの場合に労働者を懲戒解雇できる。
- ① 労働者が窃盗、横領、賭博、故意による傷害、違法な薬物の職場での使用、営業秘密や技術秘密の漏洩、使用者の知的財産権の侵害、その他使用者の資産や利益に重大な損害を与える行為又は特に重大な損害を与えるおそれのある行為をしたとき。
 - ② 懲戒処分として昇給時期を延期された労働者が、当初の懲戒処分が解かれる前に再違反をしたか、又は懲戒処分として降格された労働者がその後再違反をしたとき(再違反とは、2012 年労働法に従い、当該労働者が既にそれについて処分を受けており、かつ、当該懲戒処分が継続している規律違反と同一の違反を再び犯すことをいう。)
 - ③ 労働者が 1 か月(30 日)間に 5 日間又は 1 年(365 日)間に計 20 日間、正当な理由なく欠勤したとき。
- (d) なお、次のいずれかの場合、使用者は労働契約を解除できない。
- ① 労働者が業務に関連する事故又は職業病に起因する傷病により療養しているとき。但し、当該労働者が上記 6.3(b)②に定める期間治療を受けても業務に復帰できない場合はこの限りではない。
 - ② 労働者が、使用者が認めた年次有給休暇、個人的事情による休暇(慶弔休暇)その他休暇を取得中であるとき。
 - ③ 女性労働者について、結婚、妊娠、出産休暇の取得又は 12 か月未満の子を育てていることを理由とすること。但し、当該女性労働者が死亡したか、若しくは裁判所により民事行為能力喪失、失踪若しくは死亡が宣告されたとき、又は法人たる使用者が営業を停止したときはこの限りではない。
 - ④ 労働者が社会保険法が定める育児休暇制度に基づく休暇を取得中であるとき。

6.4 休暇の付与や公休日について法律の定めはありますか。

法律上、労働者には次の有給休暇が与えられる。

(a) 年次有給休暇:

通常の労働条件である労働者は勤務期間 1 年につき 12 日、負担が重い、有害である、又は危険な労働を行う労働者は[勤務期間 1 年につき]14 日、非常に負担が重い、有害である、又は危険な労働を行う労働者は[勤務期間 1 年につき]16 日の有給休暇を取得できる。労働者の勤続年数が 1 年未

満の場合には、期間に応じて有給休暇が与えられる。年次有給休暇の日数は、5年勤続毎に1日加算される。

使用者は、労働者の意見を検討の上、労働者に事前に通知することにより、年次有給休暇の予定日を定めることができる。

(b) 国民の休日：

1年に10日間、ベトナムの国民の休日がある。国民の休日は、次のとおりである。

- ① 正月(太陽暦) 1日間(太陽暦1月1日)
- ② 正月(太陰暦) 5日間(太陰暦の最後の日及び太陰暦新年の最初の4日間又は太陰暦の最後の2日間及び太陰暦新年の最初の3日間)
- ③ 雄王記念日 1日間(太陰暦3月10日)
- ④ 戦勝記念日 1日間(4月30日)
- ⑤ 国際労働デー 1日間(5月1日)
- ⑥ 建国記念日 1日間(9月2日)

国民の休日が週休と重なった場合、翌日を休日とすることができる。

ベトナムで勤務する外国人労働者は、上記6.4(b)の休日のほか、当該外国人労働者の母国の伝統的な正月1日間及び建国記念日1日間を休日とすることができる。

(c) 個人的事情による休暇(慶弔休暇)：

労働者は、次の場合に、個人的事情による有給休暇を取得できる。

- ① 自身の婚姻の場合 3日間
- ② 子の婚姻の場合 1日間
- ③ 親(配偶者の親も含む。)、配偶者又は子の死亡の場合 3日間

(d) 無給休暇：

労働者は、使用者に通知することにより、次の場合に、個人的事情による無給休暇を取得できる。

- ① 父方若しくは母方の祖父母若しくは兄弟姉妹の死亡又は親若しくは兄弟姉妹の婚姻の場合 1日間
- ② 使用者との合意に基づく休暇 使用者と労働者が合意する期間

6.5 雇用契約において、競業禁止条項のような制限条項を定めることはできますか。

現在、ベトナムでは競業禁止条項を明示的に許容する法令は存在せず、かかる条項の有効性は解釈に委ねられるが、競業禁止条項は、労働者に雇用主選定の自由があると定める2012年労働法に反すると解釈される可能性がある。他方、秘密保持条項は、法律に定義される営業秘密又は技術秘密に直接に関係する業

務を行う労働者については有効であると解される傾向にある。

実務上は、通常、競業禁止条項は労働契約とは別の契約に定められる。かかる条項は、雇用関係が終了した後も、民事上の契約として効力を有すると考えられる。

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間、働くように拘束することは可能ですか。

ベトナム法上、労働者は比較的自由に労働契約を終了することが認められているため、不可能である。もっとも、労働者が労働契約を終了させる場合は法律に従い所定の手続を履践しなければならない。労働者が法律に違反して一方的に労働契約を解除した場合、労働者は退職金を受け取る権利はなく、使用者に対して半月分の賃金相当額を賠償しなければならない。労働者が事前通知義務の履行を怠った場合には、使用者に対して、事前通知がなされなかった期間中の賃金相当額を賠償しなければならない。さらに、労働者は、使用者に対して、2012 年労働法の定めるところに従い、当該労働者の訓練に要した費用相当額を賠償しなければならないなどの規定もある。

6.7 女性労働者は、出産休暇を取得することが認められていますか。

2012 年労働法によれば、女性労働者は、出産前及び出産後の合計 6 か月間の出産休暇を取得できる。但し、出産前に取得できる休暇は最大 2 か月間である。女性労働者が一度に二人以上の子を出産する場合は、一人増える毎に、更に 1 か月間の休暇が与えられる。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

社会保険料を支払っている男性労働者は、自らの妻が出産した場合、次のいずれかの育児休暇を取得できる。

- | | | |
|-----|------------------------------|--------|
| (a) | 標準的な出産の場合 | 5 営業日 |
| (b) | 手術を伴う出産又は妊娠 32 週未満での出産の場合 | 7 営業日 |
| (c) | 双子の場合 | 10 営業日 |
| | 三人目以降は子が一人増える毎に 3 営業日が追加される。 | |
| (d) | 二人以上の子の、手術を伴う出産の場合 | 14 営業日 |

7. 知的財産

7.1 ベトナムではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

2015 年民法及び 2005 年に成立し、2009 年に改正された知的財産法(以下「知的財産法」という。)に基づき

保護される知的財産権は、次の 3 つの主要なグループに分類することができる。(i)著作権及び著作隣接権、(ii)工業所有権(商標、商号、営業秘密、工業意匠、回路配置利用権、発明及び実用新案並びに地理的表示)並びに(iii)植物品種権である。

7.2 ベトナムにおいて知的財産を保護するための手続は存在しますか。

ベトナムにおいて知的財産を保護するためには、著作権、商号、営業秘密及びベトナム全土の消費者に広く知られている周知商標を除き、登録が必要である。一般に、[登録については先願主義が採用される](回路配置利用権及び地理的表示を除く。)

登録出願は、ベトナム法及びベトナムが締結国である知的財産に関する条約が認める場合は、ベトナム又は外国において行うことができる。ベトナム国外で出願する場合には、出願者は、ベトナム法が定める一定の条件を満たしていなければならない。例えば、ベトナムの法主体が所有するか又はベトナム国内でなされた発明について国外で保護を求めるための出願は、当該発明の登録出願が最初にベトナムでなされてから 6 か月超が経過している場合にのみ行うことができ、この条件を満たさない限り、当該発明はベトナムにおいて保護されない。

7.3 ベトナムが締結国となっている知的財産関係の国際条約は存在しますか。

存在する。ベトナムは、下記のような知的財産権に関する国際条約に加盟している。

ベトナムは、2007 年 1 月に WTO に加盟した。WTO 加盟条件に従い、ベトナムは、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)の条件を直ちに遵守することに同意した。

ベトナムは世界知的所有権機関(WIPO)条約及び WIPO が管理する次の協定・条約の締結国である。

- (a) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- (b) 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約
- (c) レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約
- (d) 実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関するローマ条約
- (e) 工業所有権の保護に関するパリ条約
- (f) 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- (g) 特許協力条約(PCT)

ベトナムは標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(ニース協定)の締結国ではないが、ニース協定が定める商品及びサービス分類の国際制度を採用している。また、ベトナムは、著作権関係の確立に関するアメリカ合衆国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(1998 年)、スイスとベトナムの間の知的財産の保護及びその協力に関する協定(2000 年)、貿易関係に関するアメリカ合衆国と

ベトナム社会主義共和国との間の協定(2001年)の第2章「知的財産権」、日本とベトナム社会主義共和国との間の経済連携協定(2009年)の第9章「知的財産権」、CPTPPの第18章「知的財産権」などの知的財産権保護に関する締結国の重要な義務を定める多国間協定及び二国間協定を締結している。また、欧州連合(EU)とベトナムとの間の自由貿易協定に基づく知的財産権の保護に関する公約文書が、当事国での批准手続の後に実施されることになっている。

7.4 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会や他の競争当局のような公的機関による規制やガイドラインは存在しますか。

存在しない。ベトナム競争管理局(VCAD)及び競争評議会(VCC)は、2004年競争法を運用するために指定された競争当局であるが、これまでのところ、これらの競争当局が公布した知的財産のライセンスに関する特定の規制やガイドラインは存在しない。

しかしながら、2004年競争法は、誤解を招くおそれのある表示(商号、標章及び地理的表示についての誤解を招くおそれのある情報並びに顧客が競合対象の商品及びサービスを理解するときに顧客に誤解を生じさせるおそれのあるその他の要素を含む。)を使用する活動並びに営業秘密の侵害(営業秘密への不正なアプローチ、開示及び使用を含む。)を、不正競争の行為として扱う。

2019年7月1日に施行予定の2018年競争法に従い、知的財産権に関連する競争法事件は、VCADやVCCに代って、国家競争委員会、競争制限処理審議会、競争制限不服処理審議会及び競争研究局が取り扱うことになる予定である。

8. 為替管理

8.1 ベトナムへ持ち込む又はベトナムから持ち出すことができる現地通貨の量に制限はありますか。

ベトナムへ持ち込む又はベトナムから持ち出すことが許可されている現地通貨(ドン)の量に制限はないが、ベトナムへの入国又は出国に際して個人が所持する通貨の量が1,500万ドンを超える場合には、税関においてその金額を申告しなければならない。その他の支払手段(トラベラーズ・チェック、クレジットカード、預金通帳、有価証券等)については税関において申告をする必要はない。さらに、上記の基準額を超える現地通貨を所持して出国しようとする者は、権限のある金融機関により発行される証明書又はベトナム中央銀行による承認を得なければならない。

8.2 ベトナムへ持ち込む又はベトナムから持ち出すことができる外国通貨の量に制限はありますか。

ベトナム法は、ベトナムへ持ち込まれる又はベトナムから持ち出される外国通貨の量に制限を課していないが、入国又は出国に際して外国通貨を 5,000 米ドルを超えて所持している者は、税関においてその金額を申告しなければならない。かかる規制は現金に対してのみ適用があり、その他の支払手段(トラベラーズ・チェック、クレジット・カード、貯金通帳、有価証券等)には適用はない。

ベトナムへ持ち込んだ外国通貨を権限のある金融機関に現金で預金しようとする者は、その金額にかかわらず税関でその旨を申告しなければならない。かかる申告は、入国期日から 60 日間有効である。

上記の基準額を超える金額の外国通貨を所持してベトナムを出国しようとする場合には、当該所持者は、ベトナムの金融機関により発行される証明書又はベトナム中央銀行による承認(場合による。)を得なければならない。但し、当該外国通貨の金額が(たとえ上記の基準額を超えていても)過去 12 か月以内の直近のベトナム入国時に持ち込まれた金額よりも少ない場合には、かかる証明書の取得は免除される。

8.3 外国為替の流入又は流出に制限はありますか。

ベトナムの外国為替管理法は、外国為替取引を伴う各種取引を幅広く規律しており、かかる取引には資本取引及び非資本取引(経常取引)も含まれる。

資本取引とは、資本の移転を目的として行われる居住者及び非居住者間の取引であり、(i)直接投資、(ii)間接投資、(iii)外国ローンの借入れ及び返済、並びに(iv)外国ローンの貸付け及び回収等が含まれる。一般に、全ての資本取引は、ベトナム国内で営業を許可されている金融機関に開設された[特定の]口座を通じて行われなければならない。金融機関は、外国ローンを実施するためのオフショア口座を開設することができる。企業は、ベトナム中央銀行により外国ローンを実施するためのオフショア口座開設の許可を得られた場合に、オフショア口座を開設することができる。

外国ローンの借受けは、ベトナム法の下で厳格に統制されている。外国ローンを受けることを希望する居住者は、一定の規制上の要件を満たさなければならない。さらに、中長期の外国ローンは、輸入商品代金の延払いの形式をとる外国ローンを除き、ベトナム中央銀行に(又は元本額に応じて地方の支店を通じてベトナム中央銀行に)登録しなければならない。短期の外国ローンは登録の必要はない。但し、期間が延長され 1 年を超える場合、又は貸付けから 1 年経過後に未払いの元本があり、1 年が経過した日から 10 日以内に当該元本の金額が支払われない場合は登録が必要である。ベトナム中央銀行は、首相によって毎年承認される外国ローンの限度額の範囲内で、ローンの登録に係る審査を行う。全ての外国ローンについて、四半期毎の報告が求められる。

非資本取引とは、資本の移転を目的としない居住者及び非居住者間の取引である。商品及びサービスの輸

入及び輸出のための支払いは、非資本取引の典型例である。商品及びサービスの輸入及び輸出に関連する金銭の支払い及び送金に係る全ての取引は、認可を有する金融機関を経由する送金の方法で行われなければならない。商品及びサービスの輸出又は他の非資本取引により生じる外国通貨建ての収入がある居住者は、当該外国通貨建て金額を、ベトナム国内の認可を有する金融機関に開設した外国通貨建て口座に、[契約又は支払いに関する文書に定められた支払条件に従い]送金しなければならない。但し、外国通貨建ての収入の全部又は一部を国外に留保することにつきベトナム中央銀行が[許可を与える場合はこの限りではない。]

8.4 外国投資家はベトナムにおける投資から得た利益を本国へ送ることができますか。

投資法は、外国投資家は、国家に対する金銭債務の履行後、[ベトナムにおける]事業投資活動により生じた所得をベトナム国外に送金できる旨を定めている。当該所得が直接投資活動により生じたものであり、かつ、ドン建てである場合、外国投資家は、当該所得を、認可を有する金融機関において外国通貨に換金し、換金日から30営業日以内にベトナム国外に送金することを許可される。

9. M&A

9.1 ベトナムの会社が利用することのできる M&A の方法には、どのようなものがありますか。

ベトナムで行う M&A 取引は、一般的に、次の方法で行われている。

(a) 株式又は持分の取得

株式又は持分の取得は、ベトナムにおける最も一般的な M&A 実務の手法である。投資家(外国投資家及び内国投資家)は、既存の[ベトナムの]株式会社の株主から株式を買い入れるか若しくは既存の[ベトナムの]LLC の社員から定款資本(持分)を譲り受けること(以下「株式又は持分の譲渡」という。)、[又は]ベトナムの[株式会社]が発行する新株式を引き受け株主となるか若しくは[ベトナムの]LLC に追加出資を行い新たに社員となることができる。

(b) 資産の取得

投資家は、対象会社の主要な資産を買い入れることにより、資産の取得を行うことができる。

なお、投資家は、対象会社の資産だけでなく、知的財産、顧客ベース、流通システム、仕入先リスト等、対象会社に関連する資産も合わせて取得する場合も多く、これを事業の取得という。

(c) 吸収合併(Merger)/新設合併(Consolidation)

吸収合併とは、1以上の会社(被合併会社)の資産、権利義務及び利益の全てが別の会社(合併存続会社)に移転し、同時に被合併会社が消滅することをいう。

新設合併とは、2以上の会社(被合併会社)の資産、権利義務及び利益の全てを移転して1つの新しい会社を設立し、同時に全ての被合併会社が消滅することをいう。

2004年の旧競争法では、上記のいずれの方法も「経済集中」に該当し、参加企業の合計市場占有率が該当する市場において50%を越える場合には禁止されてきた。市場参入へのこのような要件は、2018年の新競争法(2019年7月より施行)で撤廃され、これに代わり新法は、ベトナム市場において重大な競争制限効果をもたらすかその可能性がある場合に、そのような経済集中を禁止している。重大な競争制限効果をもたらすか否かは、次の要素に基づいて判断される。(i)当該経済集中へ参加する企業の市場占有率の合計、(ii)当該経済集中の前後における市場での集中の程度、(iii)一定の種類の商品/役務についての製造、流通若しくはサプライチェーン、又は相互に供給若しくは補完している業種の面での当該経済集中に参加する企業間の関係、(iv)該当する市場において当該経済集中がもたらす競争上の優位、(v)当該経済集中後の企業が販売面で著しく価格又は利益率を上昇させるだけの能力、(vi)当該経済集中後の企業が他の企業による市場への参入又は拡大を排除又は妨害するだけの能力、(vii)経済集中に参加する企業が行っている産業や分野における特殊な要素。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間を教えてください。

(a) 株式又は持分の取得(株式会社又は有限会社の場合)

株式又は持分の譲渡

① 内部承認

原則として、株式会社の株式の譲渡は自由である。但し、設立時株主ではない外国投資家が、設立時株主から、会社の設立後3年以内に株式を取得する際には株主総会の承認を得なければならない。

LLCの定款資本の譲渡は、社員の先買権を前提とする。

② 競争当局への届出

2004年の旧競争法では、参加企業が該当する市場において30%から50%の市場占有率となる株式又は持分の取得は経済集中とされ、対象企業が中小企業に分類されない限り、参加企業の法定代表者は競争当局への事前届出が義務づけられていた。そして、競争当局には、事前届出の受領から45日以内の書面による回答期限が義務づけられてきた。

2018年の新競争法では、今後具体的に定められる参入要件に経済集中が該当する場合、参加企業は競争当局への事前届出が義務づけられる。この参入要件は、総資産、総売上、参加企業の市場占有率の合計、又は当該経済集中の取引価格に基づいて定められる。競争当局は、有効で不備のない届出書類の受領から30日以内に、予備審査の結果を参加

企業に対して通知する。但し、競争当局が予備審査の後に正式な審査が必要であると決定した場合には、その回答期限は予備審査の結果が参加企業に対して通知された日から 90 日とされ、さらに 60 日の範囲で延長が可能とされている。

③ 株式又は持分の取得の登録

外国投資家は、次のいずれかに該当する場合には、対象会社の本社が所在する省の計画投資局に、自らの株式又は持分の取得について登録する必要がある。

- (A) 対象会社が、外国投資家による投資に条件が付されている事業分野又は取引分野において営業する会社である場合。
- (B) 当該株式又は持分の取得により、対象会社の定款資本の 51%以上が外国資本となる場合。

計画投資局は、外国投資家が、適用ある投資条件を満たす場合は、適切な申請を受領した日から 15 日以内に当該外国投資家に通知を発しなければならない。

④ 株式又は持分の保有状況の変更の通知

対象会社が株式会社である場合は、対象会社は、[管轄の]計画投資局に、設立時株主の変更及び外国投資家が株主となった旨を通知しなければならない。

[対象会社が LLC である場合、]LLC は、社員の変更があったときは ERC の変更を[申請]しなければならない。

計画投資局は、上記の内容について、対象会社から通知を受領した日から 3 営業日以内に [登録を]変更しなければならない。

(b) 資産の取得

① 内部承認

株式会社の直近の事業年度の計算書類における総資産の金額の 35%以上又は定款でこれを下回る割合若しくは金額を定めている場合はその割合若しくは金額[以上]と評価された資産を譲渡するときには、当該譲渡につき株主総会の承認を要する。

LLC の直近の事業年度の計算書類における総資産の金額の 50%以上又は会社の定款でこれを下回る割合若しくは金額を定めている場合にはその割合若しくは金額[以上]と評価された資産を譲渡するときには、当該譲渡につき社員総会の承認を要する。

② 競争当局への届出

この手続と時期については、上記(a)②を参照されたい。

③ 資産の所有者の登録

ベトナムにおいては、土地使用权、建物、自動車及び船舶といった特定の資産について、管轄国家機関に所有者の登録を行う必要がある。かかる資産の譲渡契約は、ほぼ全ての場合に登録が必要であり、また、公証手続を要する場合もある。登録完了時に、新しい所有者が資産の権利証書に記載される。

④ 投資登録

資産の取得の場合、一般的に、外国取得者はベトナムに子会社を設立する必要があり、それに伴い、投資プロジェクトの登録手続を行う必要がある。

資産の取得の手続に要する時間は、取得する資産の種類により異なる。不動産の権利証書の変更手続は、各省政府に特有の規制により要する時間が異なる。また、子会社を設立する場合には、投資プロジェクトの登録手続に 15 営業日から 45 営業日を要することが法律に定められているが、実務上はそれ以上かかる場合もある。

(c) 吸収合併/新設合併

① 内部手続

吸収合併契約書又は新設合併契約書には、従業員の雇用、資産の[転換]に関する手続及び条件、並びに株式及び社債についての計画を記載しなければならない。また、合併存続会社又は新設合併会社の定款の作成も必要である。これらの重要な書類は、各当事会社の株主総会又は社員総会において承認を得る必要がある。

② 通知

吸収合併契約書又は新設合併契約書は、株主総会[又は社員総会]においてその承認がなされた日から 15 営業日以内に、各当事会社の全ての債権者に送付し、また、従業員に通知しなくてはならない。

③ 競争当局への届出

この手続と時期については、上記(a)②を参照されたい。

④ 事業登録及び投資登録

合併存続会社及び新設合併会社は、事業登録手続を行う必要がある。

法律上、投資登録には 15 営業日から 45 営業日を要する。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

投資家が M&A の手法の選択にあたり考慮すべき主要な点は次のとおりである。

(a) 取得する資産の種類

資産譲渡においては土地権利が譲渡の対象となる資産に含まれることが多いが、譲渡の対象が土地権利である場合、一定の制約を受ける。例えば、国家との間で締結する年払いの土地リース契約により付与される土地権利は、当該土地の上に不動産が建設されている場合を除き、譲渡することができない。他方、株式又は持分の取得においては、会社の所有者が変わっても、土地権利は、[株式又は持分を取得された会社]の名義のままであり、この制約を受けない。

(b) 承継すべきもの

株式若しくは持分の取得、吸収合併又は新設合併においては、一般的に、株式若しくは持分の譲受人、合併存続会社又は新設合併会社は、対象会社又は合併消滅会社が国家から受けていた優遇措置を引き続き享受することができ、同時に、対象会社又は合併消滅会社の未払いの金銭債務についても責任を負う。他方、資産の取得の場合には、一般的に、譲受人は、譲渡人から取得する資産に関連する債務を承継しないため、かかる責任を負うことはない。

(c) 譲渡手続の煩雑さ

資産の取得の場合、資産を譲り受ける会社は、営業に必要な新規のライセンス、承認若しくは許可を取得するか、又は新規の登録を行わなければならないことがある。契約については、譲渡会社が契約上の権利義務を譲受会社に移転させることにより当事者代替を行うことができる。但し、当事者代替には他の契約当事者の同意が必要な場合がある。従業員が譲渡対象資産である場合は、従業員は、まず譲渡会社との間の雇用契約を終了させ、その後、譲受会社との間で任意で新たに雇用契約を締結する。特定の種類の譲渡対象資産については、譲受会社は、譲渡会社からの当該譲渡対象資産の所有権の受領に必要な手続を行わなければならないことがある。[これらを考慮すると、ライセンス[等]の取得に関しては、資産の取得は、株式又は持分の取得よりも手続が煩雑となる可能性がある。]したがって、取得者が関心を有する事業及び資産の規模及び性質によっては、取得者がより簡潔な手続を希望する場合には株式又は持分の取得がより良い選択肢であることもある。

9.4 組織再編に関わる会社の 1 つが上場会社である場合、追加で満たす必要のある要件があれば教えてください。

上場会社の株式を取得する外国投資家は、ベトナム証券保管振替機構(以下「VSD」という。)を構成する保管人としての認可を受けた証券会社を通じて、VSD における証券取引コードを取得する必要がある。外国投資家は、取引を行うために、その後、証券会社に証券取引口座及び/又は証券保管口座を開設しなければならない。

さらに、株式の取得により公開会社(上場、非上場を問わない。)の株式の 5%以上を保有することになった場合、取得の日から 7 日以内に、証券委員会(State Securities Commission (SSC))及び当該公開会社の株式が上場されている場合はその上場している証券取引所に対して、保有に関する報告を行わなければならない。

9.5 強制的公開買付規制が適用されるのはいつか教えてください。

強制的公開買付規制については、2006 年証券法(2010 年改正)において規定されている。

(i)ある公開会社の発行済株式数の 25%以上の議決権を有する株式の取得を企図するとき、(ii)公開会社の議決権株式を所定の関係者と合わせて 25%以上保有している場合において、当該公開会社の発行済議決権株式の 10%以上を追加で取得することを企図するとき、又は(iii)[公開会社の]議決権株式を所定の関係者と合わせて 25%以上保有している場合において、直近の公開買付完了日から 1 年以内に、当該公開会社の[発行済]議決権株式の 5%以上 10%未満を追加で取得することを企図するときは、公開買付の方法により株式を取得しなければならない。

2006 年証券法(2010 年改正)は、公開買付規制の適用が免除される場合も規定している。例えば、株主総会で決議された発行計画に基づいて新規に発行された公開会社の株式は、当該公開会社の議決権株式の 25%以上を取得することになる場合でも、公開買付によらずに取得することができる。

公開買付の実施後、上場会社の株式総数の 80%以上を保有する[ことになった]公開買付者は、[公開買付完了後]30 日以内に、公開買付の価格及び支払方法の申込条件と同条件で残存株式を買い入れなければならない。

9.6 外国会社も上記の方法で組織再編を行うことが可能ですか。

可能であるが、対象会社の事業分野によって[採りうる方法が]異なる。また、これらを実行するための明確かつ十分な規制は未だ定められていない。

10. 租税

10.1 ベトナムでは、会社が納税すべき所得税額は、どのように決定されますか。

ベトナムでは、課税所得を稼得する物品及びサービスに関する事業又は生産を行う法人に対し、所得税(Corporate Income Tax)(以下「法人所得税」という。)を課している。

法人所得税の支払額は、課税所得に税率を乗じて得られる金額である。1 課税年度内の課税所得は、前年度から繰り越された非課税損益控除後のものとなる。また、課税所得は、損金控除後の粗利益にその他の課税所得を加えた金額である。

税制上の優遇措置(例えば、税の免除若しくは減額又は優遇税率)は、法定の条件が満たされる場合に適用される。

10.2 ベトナムの税法上、居住者はどのような取扱いを受けますか。

租税条約による変容を受けるが、租税法の概要は次のとおりである。

法人所得税に関しては、一般的に、ベトナム法に基づき設立された企業は一定の国外源泉所得に対する法人所得税を支払わなければならない一方で、ベトナム国内に恒久的施設を有さない外国会社はベトナム国内源泉所得についてのみ税金支払義務を負う。ベトナム国内に恒久的施設を有している外国会社は、(i)ベトナム国内源泉所得であって恒久的施設の事業に関係しない課税所得、及び(ii)ベトナム国内の恒久的施設の事業に関係する課税所得に対する税金を支払わなければならない。外国会社の恒久的施設には、代理店、支店、事業所、工場、作業場、運搬車両、鉱山、油田及びガス田などが含まれる。

居住者はその全世界での所得に対して所得税を課されるが、非居住者はベトナムの国内源泉所得についてのみ課税される。ある個人が(i)暦年の若しくはベトナムに入国した日から数えて連続する 12 か月間のうち 183 日以上ベトナム国内に滞在している場合、又は(ii)ベトナムに定常的な居所(外国人の場合は永住カード若しくは一時居住カードに記載された登録住所若しくは賃貸借期間が課税年度のうち 183 日以上であるベトナム国内の借家を含む。)を有していて他国における租税上の居住を証明することができない場合には、その個人は居住者である。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

法人の課税所得は、一般に、内国資本公司及び外国資本公司双方に適用される 20%の標準税率の適用を受ける。石油、ガス及び天然資源の探査の分野で事業を行う会社には、特定のプロジェクト毎に 32%から 50%の範囲の税率が適用される。[また、]10%又は 17%の優遇税率が、限定された期間内、事業内容及び実施される投資プロジェクトの立地に応じて適用される。

10.4 外国法人がベトナムで稼得した所得に対して適用される税率を教えてください。

ベトナム源泉所得を有する外国会社は、外国契約者税(Foreign Contractor Tax)を課される。適用される税率についての更なる情報は、下記の間 10.5(c)に対する回答を参照されたい。

10.5 ベトナムでは、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

(a) 事業登録税(Business Registration Tax)

事業登録税は毎年支払わなければならない。現在、事業登録税は、企業の登録されている定款資本の金額に応じて 100 万ドンから 300 万ドンの範囲で課されている。

(b) 付加価値税(Value Added Tax)(以下「VAT」という。)

VAT は、ベトナムにおいて生産、取引又は消費のために使用される物品又はサービス(海外から輸入される物品又はサービスを含む。)に対して課される税金である。VAT の税率は、物品又はサービスの性質に応じて 0%、5%及び 10%である。税率 0%は、(i)輸出される物品又はサービス、国際輸送並びに輸出時に付加価値税(売上税)が課されない物品又はサービス(技術移転及び知的財産の移転を除く。)、(ii)国外の再保険サービス、(iii)与信供与、資本の移転並びに金融派生商品、(iii)郵便サービス並びに通信サービス、並びに(iv)輸出される未処理鉱物資源及び鉱石並びに素原価の 51%以上を鉱物資源の価値及びエネルギー・コストが占める鉱物資源から成る製品などの一定の物品又はサービスにのみ適用される。一定の物品及びサービスは VAT が免除される。

(c) 外国契約者税(Foreign Contractor Tax)

外国契約者税は、実際には個別の税ではなく、VAT と法人所得税から構成される。かかる特別税は、ベトナムで事業を行っているか又はベトナムから所得を得ている、ベトナムの法人組織の地位を有しない外国法人及び外国の個人(以下「外国契約者」という。)に課される。

法人形態である外国契約者は、一定の条件の下、次の 3 つの方法のうちのいずれかの方法で外国契約者税を支払うことができる。すなわち、(i)ベトナム側契約者を通じて間接的に支払う方法(以下「源泉徴収法」という。)、(ii)ベトナム会計基準(VAS)を採用し、その他の法定条件を満たしている場合に、ベトナム政府に直接支払う方法(以下「控除法」という。)、又は(iii)支払方法及び税率について第 1 番目と第 2 番目を組み合わせた方法で支払う(VAT を控除法、法人所得税を源泉徴収法で支払う。)方法(以下「折衷法」という。)により、税金を支払うことができる。

外国契約者が控除法を採用する場合、VAT 及び法人所得税の税率は、ベトナムの会社に適用される税率と同じである。源泉徴収法又は折衷法を採用する場合は、提供される製品又はサービスの性質により 2%、3%又は 5%の税率の VAT 及び 0.1%から 10%の税率の法人所得税(例えば、建設(2%)、一般サービス(5%)、貸付利子(5%)及びロイヤルティ(10%))が課され、外国契約者の納税額が算定される。

外国の個人に適用される所得税の税率についての更なる情報については、下記 10.5(d)を参照されたい。

(d) 個人所得税

個人所得税は、個人に対してのみ課される。事業、給与及び賃金、資本投資、資本譲渡、不動産譲渡、賞金又は獲得金、フランチャイズ、ロイヤルティ、相続並びに贈与による所得の全てに個人所得税が課される。

居住者(居住者の定義は上記 10.2 に記載のとおりである。)には、5%毎の累進税率が、給与及び賃金の形式をとる所得に適用される。1 か月当たりの所得が 500 万ドンの場合には所得税の税率は 5%であり、所得の金額に応じて税率が上がり、1 か月当たりの所得が 8,000 万ドン超の場合には、所得税の税率は上限の 35%が適用される。その他の所得については、特定の税率で課税がなされる。例えば、不動産譲渡の場合には譲渡価格について 2%、資本譲渡の場合には課税所得について 20%、有価証券譲渡の場合は売却価格について 0.1%の税率が適用される。

一方、非居住者の個人所得税は、給与及び賃金の所得には 20%の均一の税率が適用され、また、所得の種類に応じて異なる税率(例えば、サービスの提供による課税所得には 5%、資本譲渡[の課税所得]には 0.1%)が適用される。

- (e) 上記のほか、ベトナムは、輸入又は輸出される物品及びサービスに対する税(輸入税及び輸出税)、消費が奨励されない特定の物品及びサービスに対する税(特別消費税)、天然資源に対する税(天然資源税)並びに土地利用に対する税(農地利用税及び非農地利用税)等も課している。

10.6 配当には課税されますか。

(a) 個人

個人(居住者及び非居住者)が受領する配当には、5%の所得税が課される。但し、法律に免除規定がある場合はこの限りではない。

(b) 法人

ベトナムに本拠を置く企業の税引後利益からの配当金は、非課税所得となる。

10.7 源泉徴収税はありますか。

非居住者のためになされる個人所得の支払いから税額が源泉徴収される。また、源泉徴収法で支払われる外国契約者税が課される法人所得の支払いから[税額が]源泉徴収される。

10.8 ベトナムにおいて、キャピタルゲインは課税の対象になりますか。

資本譲渡又は有価証券譲渡により投資家(内国投資家及び外国投資家)にもたらされる利益には、法人所得税又は個人所得税が課される。適用される法人所得税又は個人所得税の税率は、居住者であるか非居住者

であるかによって以下のように異なる。

		居住者たる法人	非居住者たる法人	居住者たる個人	非居住者たる個人
資本譲渡		譲渡益の 20%			
有価証券 譲渡	非公開会社				
	公開会社		譲渡価額の 0.1%		

11. 紛争解決

11.1 ベトナムにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

民事訴訟を提起するため、原告は管轄を有する人民裁判所に、書類及び証拠を添付した訴状を提出する。裁判所は、地域区分、争点及び原告が選択しうる手段に基づいて管轄権の有無を判断する。裁判所は、訴状が、書面であり、かつ、一定の必須記載事項を含む場合にのみ、これを受理する。裁判所がその事件が自らの管轄下にあると予備的に判断した場合には、裁判所は、原告に対し裁判所費用の前払いの通告を発する。裁判所は、当該費用の支払いがなされた後に、正式に当該事件を受理し、[関係当事者による証拠の提出、入手方法及び提示について確認するための審議(session)(コモンロー体系の法域におけるヒアリング(hearing)に類似する。)開始の準備をする。]

審議には、通常、裁判所主導による訴訟当事者間の和解調停手続が含まれ、そこでは、法律の定めるところにより、当該事件を担当する裁判官が、当該紛争について訴訟当事者が友好的な合意に達するのを助けるべく仲介の役割を果たす。審議において当該事件全体の解決ができなければ、裁判所は、公判期日を定める。

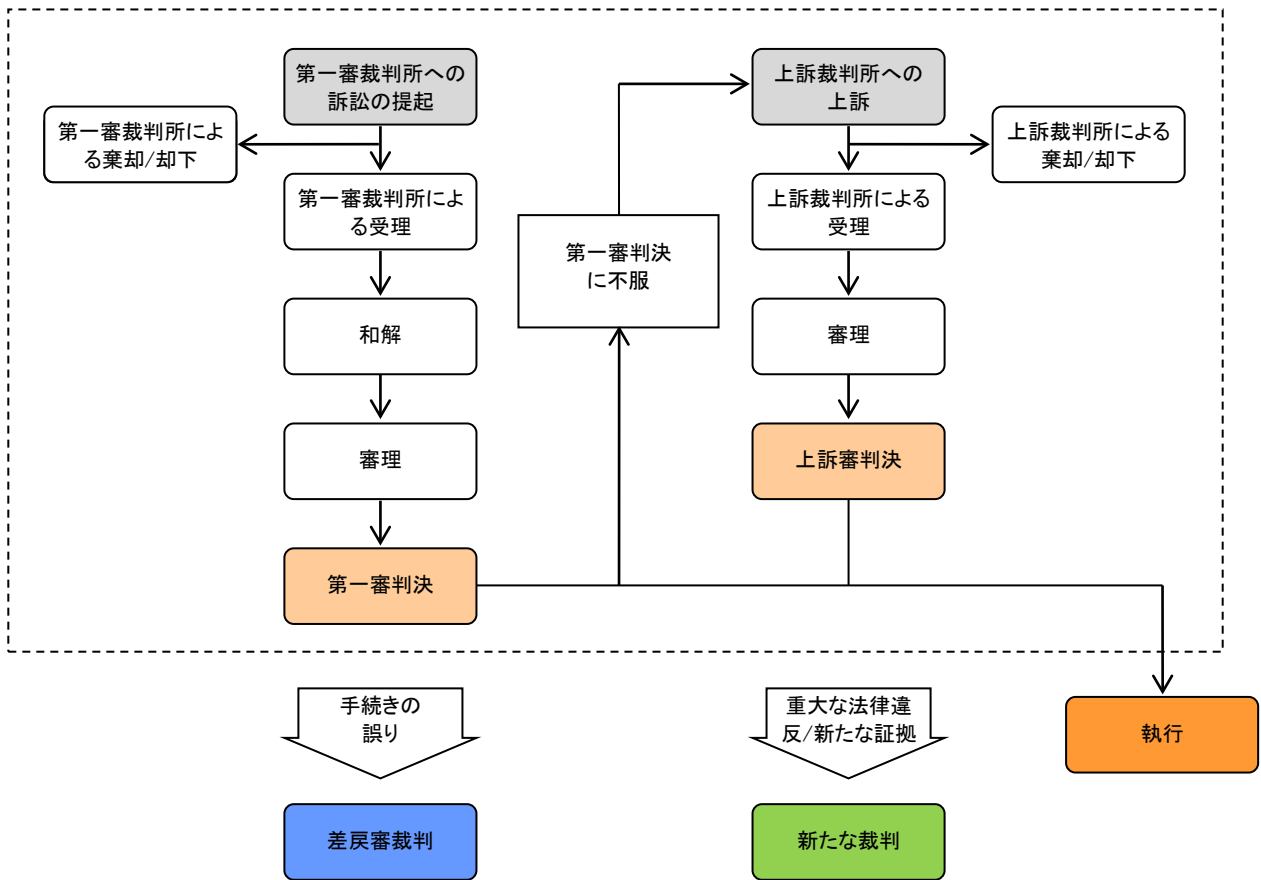
標準的な民事事件は、全ての関係者の出席のもと、公開される。一般的に、裁判所は、事件を審理し多数決に基づいて決定を下す。訴訟手続中、訴訟当事者が自らの請求を取り下げるか若しくは修正する権利、又は訴訟当事者間で当該事件について任意に合意をなす権利は妨げられない。

第一審裁判所の判決及び決定については、上訴することが可能である。さらに、法的執行力がある裁判所の判決又は決定は、司法再審査手続に従って再審査される場合がある。[裁判所の判決又は決定に]重大な法律違反があった場合又は新たな証拠が発見された場合には、新たな裁判が開始されることとなる。

手続中、いかなる関係当事者も、回復不能な損害を回避すること又は法的執行を確保することを目的として、証拠の保全又は現状の保持等のための差止救済措置(単一であるか複数であるかを問わない。)の適用、変更又は停止を裁判所に申し立てる権利を有する。

裁判所による判決又は決定が敗訴当事者により任意に執行されない場合は、当該判決又は決定は、民事判決執行局という別の国家機関に付託されうる。執行を要する事件が多いため、判決の執行には、通常、時間がかかる。2009 年以降、ホーチミン市において、裁判所の判決[又は決定]を執行する限定的な権限を付与された民間の執行官補佐人(bailiff)の事務所の設立が許可されている。

ベトナムにおける民事訴訟手続の概要



11.2 ベトナムにおいて外国判決はどのように執行されますか。

ベトナムと裁判管轄合意をしている国の裁判所によって下された民事判決は、ベトナム国内での執行が検討される。裁判管轄合意がない外国の判決の承認及び執行は、相互承認がある場合に検討される。

11.3 ベトナムにおける裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか、教えてください。

(a) 商事仲裁

ベトナム法上、当事者が仲裁により解決することに合意する場合は、商事仲裁機関が商事事件を解決することができる。現在、ベトナムには 23 の仲裁機関が存在する。ベトナム法上、常設又は非常設のいずれの仲裁廷も認められている。

(b) 商事調停

商事仲裁とは別の裁判外紛争処理手続を定めるため商事調停に関する政令が、2017 年、政府により可決された。同政令は、調停が成功した場合は、調停結果は関連当事者を拘束する旨、及びいずれの当事者も裁判所にかかる調停結果を承認するよう求める権利を有する旨を定めている。

11.4 外国仲裁/国内仲裁により解決される紛争を教えてください。

投資法は、当事者のいずれか一方が外国投資家又は定款資本の 51% 以上を外国投資家が保有する会社（若しくは投資法が定めるその他の会社）である紛争について、紛争当事者間において、ベトナムの裁判所又はベトナムの仲裁機関に加えて、外国の仲裁機関、国際仲裁機関又は紛争当事者の合意によって設置される仲裁廷が当該紛争を解決するよう指定し、合意することを認めている。しかしながら、外国投資家とベトナム国家行政機関との間に生じるベトナムにおける投資活動に関する紛争については、管轄する国家機関と当該外国投資家の間の契約又はベトナムが加盟国となっている国際条約に別段の定めがない限り、ベトナムの裁判所又はベトナムの仲裁機関によって解決される。

11.5 ベトナムにおいて、仲裁判断はどのように執行されますか。

(a) 国内仲裁判断

国内仲裁判断を執行する場合、裁判所の承認は不要である。義務者が適時において自発的に仲裁判断に従った履行をしない場合には、権利者は、管轄を有する民事判決執行局に対して、当該仲裁判断を執行するように要求する権利を有する。

(b) 外国仲裁判断

国内仲裁判断と異なり、外国仲裁判断はベトナムの裁判所の承認及び執行を必要とする。ベトナムとの間で外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約を締結している国の領域において下され

た外国仲裁判断は、ベトナム国内で承認及び執行されたものとみなされる。ベトナムが締結国である条約を締結していない国の領域において下された外国仲裁判断の承認及び執行は、相互承認がある場合に検討される。

ベトナムは外国仲裁判断の承認執行に関する 1958 年のニューヨーク条約の加盟国であり、したがって、加盟国に[おいて]下された仲裁判断をベトナム国内で執行することができる。

外国仲裁判断の承認執行申立書は、まずベトナム司法省に提出され、続いて管轄を有する裁判所に回付される。裁判所は、民事訴訟法に定められた手続の下で、仲裁判断の承認及び執行を検討する。

11.6 ベトナムにおいて、どのような場合に仲裁判断が争われることになりますか。

(a) 国内仲裁判断

裁判所は、紛争当事者からの申立てにより、次のいずれかの状況において下された仲裁判断を取り消すことができる。

- ① 仲裁合意がないか又は無効とされる場合。
- ② 仲裁廷の構成及び/若しくは仲裁手続が当事者の合意に従ったものではないか又は商事仲裁法の条項に反している場合。
- ③ 紛争が仲裁廷の管轄に属さない場合。仲裁判断に当該仲裁廷の管轄に属さない事項が含まれるときは、当該事項に係る仲裁判断は取り消される。
- ④ 当事者が提出した証拠のうち、仲裁廷が仲裁判断を下す際に依拠した証拠が、偽造されていた場合。
- [⑤ 仲裁人が、紛争当事者の一方から、仲裁判断の客観性及び公平性に影響を及ぼす金銭、資産又は重要な利益を受領した場合。]
- ⑥ 仲裁判断がベトナム法の基本原則に反する場合。

(b) 外国仲裁判断

外国仲裁判断をベトナム国内で執行するには、まずベトナム国内の管轄裁判所の承認を受けなければならないが、管轄裁判所は、次のいずれかの場合は、外国仲裁判断の承認を拒むことができる。

- ① 仲裁合意の当事者が、各当事者に適用される法律に従い、当該合意に署名をする権限を有していなかった場合。
- ② 準拠法上、仲裁合意が執行不能又は無効である場合。
- ③ 義務者が、仲裁人の選任若しくは仲裁手続に係る適切な通知を受領していなかったことにより、又は他の正当な理由により、手続において自らの権利を行使できなかった場合。
- ④ 紛争当事者によって仲裁に付されていないか又は紛争当事者が付託した範囲を超えて外国仲裁判断が下された場合。
- ⑤ [仲裁廷]の構成及び/又は仲裁手続が、当事者の仲裁合意又は適用法に従ったものではない

い場合。

- ⑥ 未だ仲裁判断を当事者に対して執行することができないか又は仲裁判断により当事者を拘束することができない場合。
- ⑦ 仲裁判断が下された国又は仲裁廷の準拠法としてその法律が用いられた国の当局により、当該仲裁判断が無効とされたか又は保留された場合。
- ⑧ ベトナム法上、仲裁により解決することができない紛争である場合。
- ⑨ ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行が、ベトナム法の基本原則に反する場合。

ベトナムの裁判所は、事件について再度審理を行う権能は有さず、[仲裁に用いられた]書類を、ベトナム法及び関連する条約を遵守したものであるかを確認するために[審査する]権能のみを有する。

(2019年1月現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。